

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500121 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500042 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 4 年 8 月 15 日の標準賞与額を 24 万円に訂正することが必要である。

令和 4 年 8 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 4 年 8 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 4 年 8 月 15 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された夏期賞与に係る支給明細書及び預金通帳、A 社から提出された請求者に係る令和 4 年分の給与及び賞与支給・控除一覧表、B 市から提出された請求者の令和 4 年分給与支払報告書から判断すると、請求者は、同社から請求期間に 24 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500096 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500043 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社において、平成 7 年 3 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の喪失年月日が平成 7 年 3 月 31 日となっている。

請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者資格の喪失年月日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の父である A 社の元事業主は、請求者は請求期間において同社に在籍しており、請求期間に係る厚生年金保険料を控除した旨、及び請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 7 年 3 月 31 日と間違えて届出たが、請求期間に係る厚生年金保険料は納付した旨回答している。

しかしながら、商業登記の記録によると、A 社は平成 26 年 12 月に破産手続を終結していることが確認できるところ、元事業主は、会社は既に廃業し、請求者の勤務等の資料、厚生年金保険料控除及び保険料納付に係る資料は保管していない旨回答しており、前述の元事業主の回答内容を資料等において確認又は推認することができない。

また、商業登記の記録によると、請求者は、A 社の取締役（平成 4 年 10 月 30 日に取締役を重任し、平成 18 年 10 月 29 日に辞任）であったことが確認できるところ、オンライン記録によると、当該取締役の就任期間中において、請求者は国民年金保険料納付済期間及び別会社での厚生年金保険被保険者期間が確認できることから、A 社に係る商業登記における取締役記録のみをもって、請求者の請求期間に係る同社における厚生年金保険被保険者としての勤務又は在籍をうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500245 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500044 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 3 月 3 日から同年 5 月 3 日まで

私は、昭和 61 年 3 月 3 日から、A 社において B 職の正規職員として勤務した。

しかし、年金記録を見ると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 61 年 5 月 3 日と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された、C 県が保管する請求者の昭和 62 年 1 月 16 日現在の履歴書及び D 組合 E 支部が保管する請求者の平成 19 年 3 月 31 日付け証明の履歴書並びに請求者の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、元同僚 2 人の回答及び陳述により、請求者が請求期間において、A 社に B 職の正規職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している。

また、同僚照会において、元従業員の一人名は、昭和 61 年 1 月に A 社に入職したが、当時、同社において、入職と同時に厚生年金保険に加入しない取扱いがあったことから、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 61 年 3 月 20 日と記録されている旨回答しているところ、同人から提出された昭和 61 年当時のものであるとする給料明細を見ると、1 月分から 3 月分までに係る給料明細において社会保険料が控除された旨の記載は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る A 社における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。